

## 資源循環事業等の検討に関する連携協定

碧南市および中部電力株式会社は、下記のとおり持続可能な社会の実現に向けた地域課題の解決のため、相互が持つ、エネルギー、環境保全および資源循環に関する知見を踏まえ、官民で連携していくことに関し、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 碧南市の「ゼロカーボンシティの実現」と中部電力株式会社の「脱炭素、分散・循環型、レジリエントな新しいコミュニティの形の実現」という相互の目標の達成のため、環境性、社会性および経済性等の観点から持続可能なカーボンニュートラル社会の実現に向け、資源およびエネルギーの合理的かつ循環的な利用による環境負荷の低減、温室効果ガス削減に向けた取り組みを官民連携で推進することを目的とする。

### （検討事業）

第2条 碧南市および中部電力株式会社は、次の各号に掲げる事項（以下「検討事業」という。）の実現を目指し、連携して検討するものとする。

- (1) クリーンセンター衣浦に代わる、地域バイオマスの最大限の活用を目的とするこれからの時代にふさわしいごみ焼却施設の建設および運営に関する事
- (2) バイオマス再生可能エネルギーの市内公共施設への調達および市内需要家に対する地産地消に関する事
- (3) 一般廃棄物の資源化の推進および処理コストの低減に関する事
- (4) 産業集積地の特性を踏まえた、焼却可能な産業廃棄物の有効活用および処理コストの低減に関する事
- (5) その他、検討事業の達成のために必要と認め、合意した事

### （連絡協議会）

第3条 碧南市および中部電力株式会社は、検討事業を円滑かつ効率的に実施するため、必要に応じ連絡協議会を設置することができる。

2 前項の規定において、必要な事項は別途定めるものとする。

### （秘密情報の保持）

第4条 碧南市および中部電力株式会社は、検討事業の実施にあたり知り得た相手方の情報は、本協定の有効期間中はもとより、本協定終了後においても公開および漏洩してはならない。ただし、碧南市において、碧南市情報公開条例に基づく手続きを経た第三者への開示はこの限りではなく、この場合、碧南市は、中部電力株式会社に対して事前に通知するものとする。

2 前項ただし書に定める場合を除いて、碧南市および中部電力株式会社は、第三者への開

示を行う場合、事前に相手方の書面による承諾を得るものとする。

### （第三者との協定の締結）

第5条 本協定は、碧南市および中部電力株式会社が第三者と同様の協定を締結することおよび同様の検討を実施することを妨げるものではない。

2 本協定は、前条および第6条を除き、碧南市および中部電力株式会社に何ら権利義務関係を生じさせるものではなく、検討事業に関する取引または契約の締結の義務を負わせるものではない。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし本協定の有効期間満了日の60日前までに碧南市または中部電力株式会社から特段の申出がない場合はさらに1年間更新されるものとし、以後この例による。

### （その他）

第7条 本協定に定めのない事項または本協定の条項の運用に疑義が生じた事項については、双方が誠実に協議し、別途定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方署名の上、各自1通を保有する。

令和5年6月2日

碧南市松本町28番地

碧南市長

彌豆田政信

名古屋市中区栄四丁目2番29号  
JRE名古屋広小路プレイス4階  
中部電力株式会社  
常務執行役員  
経営戦略本部地域インフラ事業推進室長

神谷泰範